

貝 福 総 第 46 号

令和 5 年 8 月 21 日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

貝塚市長 酒井 了

(公 印 省 略)

2023年度自治体キャラバン行動・要望書について

令和 5 年 6 月 20 日付けの標記要望書について、別紙の通り回答書を送付いたします。

2023 年度自治体キャラバン行動 要望項目

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】人事課

職員配置につきましては、業務量に応じ最適となるよう正規職員の定数管理に努めております。

災害等の緊急時には、貝塚市地域防災計画に基づき職員の業務体制を確保し、適切な対応を取られるよう努めているところです。

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの原因を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】人事課

本市（市長部局）女性職員の割合につきましては、令和5年4月1日現在、43.9%で、女性管理職の割合につきましては、26.2%となっております。

多様化する市民ニーズに的確に対応するためにも、女性の視点を政策に反映させることは必要なことであり、今後につきましても、その能力を十分に発揮できるよう幹部職員への積極的な登用を図ってまいりたいと考えております。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本語が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】人事課

全ての窓口で外国語対応可能な職員を配置することはできません。引き続きポケトークを活用してまいります。

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】学校教育課・子ども相談課

教職員がゲートキーパーとして子どもたちのSOSに気づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含めたチームによる生徒指導体制を通じて、課題を早期に発見・把握するように努めてまいります。また、全小中学校の学校だよりを活用し、ヤングケアラーに関する啓発及び相談窓口の周知をおこなっております。

さらに、要保護児童対策地域協議会における要保護、要支援児童や地域でヤングケアラーと思われる子どもを見逃さず、関係機関が連携して必要な支援へ繋げられる体制整備に努めます。

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】子ども福祉課

子ども医療及びひとり親家庭医療につきましては、受益と負担の適正化の観点から一定の負担を求める必要があることより、大阪府下の全自治体で導入している一部自己負担を、市単独で無償化することは考えておりません。また、児童に係る入院時食事療養費の助成につきましては、すでに全額を助成対象としております。

妊産婦医療費助成制度につきましては、現在、市では妊産婦に対する健診費用の助成、妊娠中に不育症治療を必要とする場合の保険給付対象外の治療費用の助成を行っており、さらに国において、令和5年4月より出産育児一時金の費用が増額され、出産費用の保険適用についての検討も始まっていることから、新たに妊産婦医療費助成制度を創設する考えはありません。

- ③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供などで支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPO や市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】子ども相談課・福祉総務課・教育総務課

本市においては、市庁舎にてフードドライブを定期的実施し、市内の子ども食堂で活用いただいています。

また緊急に食べ物を必要とするかたへの一時的な支援として、食料提供をおこなっています。

学校は、元々子どもたちの学習の場であり、不特定多数の人が出入りする場所ではないため、児童生徒の個人情報があちらこちらにあり、個人情報保護の意識が低い方が出入りすることにより、SNS 上などの思わぬところで個人情報が曝され、大きな事故を引き起こす可能性があります。

学校内で子ども食堂等を始めるにあたっては、施設を使用される方が個人情報のある場所と使用する場所の行き来ができないような設備を設置したり、情報漏洩が起こった場合の責任と賠償を負う準備をしたりするなど、十分な対策を考えていただいた上で、ご提案いただく必要があると考えます。

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの

副食費を無償化すること。

【回答】教育総務課・子育て支援課

給食費につきましては、学校給食法により児童生徒の保護者が負担すると定められていること、また、生活保護や就学援助制度により低所得世帯には給食費が交付されており、無償化しても負担の軽減にならないことから、現時点で無償化する考えはありません。しかしながら、国の少子化対策として給食費の無償化が検討されていることから、今後もその動向を注視してまいります。

未就学児の副食費の無償化につきましては、無償化する考えはありませんが、本来国の役割として地域格差なく実施されるべきものと認識していることから、国に要望してまいります。

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度（生活保護のしおりや奨学金情報等）の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】子ども福祉課

児童扶養手当の申請時及び 8 月の現況届出時には、国の児童扶養手当事務処理マニュアル等に基づき、プライバシーの保護に配慮し適正に対応しております。

DV に関連した離婚相談等についても、人権を侵害することなく、かつ精神的に負担にならないよう配慮しながら、相談者のニーズを聞き取り、必要な支援に繋げております。

また、児童扶養手当の認定時、現況届出時には、市で作成しているしおりや大阪府発行のパンフレット等をお渡しし、各種制度の情報提供に努めております。

外国語対応については、必要な際に庁内に保有している翻訳機等を利用し、案内等を行う予定です。

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。

【回答】学校教育課

本市では、毎年、受診状況調査を実施しています。その結果、受診していない児童・生徒に対して、再度の通知や保護者への声かけも行っています。付き添い受診の実施の予定はありません。

- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】学校教育課

フッ化物洗口は、平成 26 年度に導入を検討し、学校保健会（学校医と学校歯科医、学校薬剤師、市教委で組織されている団体）と協議を重ねた経緯がありますが、実施はしておりません。

- ⑧ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障

がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】健康推進課

障がい児（者）が身近な地域で安心して歯科診療を受けられるよう、平成7年より市立休日急患診療所において、予約制で障害者歯科診療を行っています。案内は市の広報紙（保存版）やホームページで行っています。

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】建築住宅課

令和4年度末時点の市営住宅管理戸数は1,158戸で、そのうち空家は500戸あります。但し、空家の多くは老朽化した木造のため、除却を見据え、募集を停止しています。空家の目的外使用につきましては、団体等からの希望があれば、入居者募集に支障のない範囲で、検討して参ります。

3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

- ① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

・移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】健康推進課

・大阪府は、新型コロナウイルス感染症拡大以降、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について対策を講じてきたと認識しています。今後は機能が後退することなく、新たな感染症の流行等不測の事態にも適切に対応できるよう、体制維持と機能強化を要望してまいります。

・新型コロナウイルス感染症の位置づけが、5類感染症に変更後、入院調整については、原則、病院間で行われています。移行期間中の困難事例に対しては、保健所が介入する仕組みとなっていますが、現在、介入相談や介入依頼は少ない状況と聞いています。しかし、今後、第9波も懸念されていることから、状況に応じて移行期間終了後も保健所の介入を要請してまいります。

・オミクロン株による新型コロナウイルス感染症拡大以降は、従来株に比べ重症化する割合は減少しており、重症化した場合でも、呼吸器症状ではなく生活習慣病等の基礎疾患の悪化が目立っ

ています。また5類感染症への位置づけ変更後は、陽性者や同居家族の外出制限は緩和されました。

以上のことから、自治体独自でパルスオキシメーターの貸出や配食サービス等を継続して行う考えはありません。

② 老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】 高齢介護課

本市独自の医療費助成制度を創設する考えはありません。

③ 健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化が審議されている(5月16日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応などを含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】 保険年金課

令和6年度より大阪府下の全ての市町村において、保険料率や減免制度など完全統一化が実施されます。これにより、市独自の対応は廃止となりますが、統一化の下、国の動向に沿った対応に努めます。

④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】 健康推進課

歯科口腔保健を推進するため、現在、市歯科医師会及び歯科衛生士連絡会と協定を結び、歯科医師・歯科衛生士の派遣協力を受け、歯科健診・歯科相談・歯科教室を実施しています。

4. 国民健康保険

① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。

さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】 保険年金課

大阪府国民健康保険運営方針において、「持続可能な国民健康保険制度の構築をめざし、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するための統一的な方針」と示されていることから、この方針に基づいた運用に従うべきであると考えております。

未就学のこどもの均等割につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和4年度より国の決定に従って保険料の5割軽減を実施しているところです。今後の国の動向を注視し、適切な対応に努めてまいります。

- ② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】 保険年金課

傷病手当については、統一化に従った運用となりますが、国の動向にも注視してまいります。

また、各種制度に係るチラシについては、伝わりやすさに視点を置いて独自に作成したものを、各種決定通知書の送付時などに同封しています。広報誌やホームページにはその内容を掲載し、ホームページからは申請書のダウンロードが可能です。

なお、国民健康保険高額療養費や、葬祭費については、オンライン申請が可能となっております。

- ③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】 保険年金課

マイナンバーカードで受診又は調剤していただくことで、患者の直近の資格情報等を確認することができるとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となるなど、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い、持続可能な医療の実現に資するものである、とされています。

他方、マイナンバーカードで医療機関等を受診等される方が急速に増えている中で、その場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合が想定されます。窓口での対応や医療費の負担の取扱い等について、混乱を来たすことの無いよう関係機関等に対して周知を徹底することが課題であると考えています。

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】 保険年金課

国民健康保険料の決定通知や、納付書については外国語対応していませんが、10の言語に対応するデジタルブックが読み込める「国民健康保険ハンドブック」にて制度案内を行うほか、本市ホームページの多国語翻訳にて対応しています。また、必要に応じて翻訳機を使って対応を行います。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】 健康推進課・保険年金課

特定健診・各種がん検診については、同日受診日の設定や、日曜開催、コールセンターの設置、インターネット予約、オプション検査等を実施し、受診しやすい環境整備に努めているところであります。今後も受診率向上につながるよう、環境整備を進めてまいります。

また、これまでの取り組みについての分析・評価については「第3期データヘルス計画」、「第4期健康かいつか21」の策定を通じて取り組んでまいります。

なお、案内の外国語対応については、ホームページの多国語翻訳にて対応しているほか、必要に応じて翻訳機を使って対応を行っています。

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】 健康推進課

本市では、「第2次大阪府歯科口腔保健計画」の行動指針に基づき、歯科口腔保健対策を実施していることから、歯科口腔保健条例及び歯科口腔保健計画を策定する予定はありません。

歯科健診については、妊婦、乳幼児(1歳7か月・2歳6か月・3歳6か月児)及び各保険者が実施する特定健診の受診対象となっている40歳以上の市民に対して無料で実施しています。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】 高齢介護課

介護保険料を引き下げのために法令で定められた割合を超えて一般会計から繰入れを行うことは、国が示す保険料減免三原則から適当ではないと考えますので、実施する考えはありません。また、国庫負担の引き上げについては、市長会等を通じて国に要望してまいります。なお、第8期計画の保険料については、介護給付費準備基金を活用し、事業の安定した運営を確保しつつ、保険料負担の軽減を図っております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】高齡介護課

本市におきましては、保険料の段階区分が第2、第3段階の被保険者のうち、世帯収入や資産などの基準に該当し、生計の維持が著しく困難な方を対象に保険料の減免措置を実施していることから、更なる減免制度の拡充は、現在のところ考えておりません。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用率減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】高齡介護課

低所得者に対する介護サービスの利用者負担については、所得に応じて段階的に負担割合を決定するほか、自己負担額に上限を設定し、上限を超える場合には高額介護サービス費を支給するなど、一定の配慮がなされていることから、市独自の軽減措置については、実施する考えはありません。

- ④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】高齡介護課

総合事業のサービスについては、必要な人に最も適したサービスが提供できるよう、訪問・通所とも従来相当サービスのほかに、人員等の基準を緩和したサービスを実施しています。従来相当サービスについては、有資格者等による専門的な支援が必要なかたに適切に利用してもらえるようにしています。

また、認定有効期間が満了する前に更新申請のお知らせを送付するとともに、日常生活において支援を必要とされるかたの新規申請については、地域包括支援センターが申請の代行を行うこととしており、認定申請の抑制はしておりません。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】高齡介護課

「訪問型サービス」の単価につきましては、現行相当サービスは国が定めたサービスコード表の1回単価を、緩和型サービスについては、現行相当サービスの8割の単価を設定しております。

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】高齢介護課

本市では、介護サービスからの卒業を目的とするような「自立支援型地域ケア会議」は行っておりません。

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】高齢介護課

本市では、国の方針に基づき、サービスが必要なかたが適切にサービスを受けられるようなケアマネジメントができるように努めております。

⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】高齢介護課

現在のところ、高齢者の熱中症予防の実態調査を実施する考えはありません。

熱中症予防については、広報等により広く市民に注意喚起しているところです。高齢者に対しては、介護予防教室やふれあい喫茶などの集いの場において啓発を行っています。

高齢者の見守りについては、地域住民や地域包括支援センター職員、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーなどの会議の場で高齢者の情報を共有し、熱中症予防も含め介入が必要な高齢者には個別訪問を行っております。

⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】高齢介護課

現在のところ、高齢者を対象とした電気料金に対する補助制度の創設は考えておりません。

⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】高齡介護課

本市では高齡者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査を昨年度に実施しており、必要とする介護サービスを当該計画に反映することを考えております。

なお、介護保険施設やグループホームなどの新規整備は、介護給付費が増加し、介護保険料の上昇要因となるため、給付と負担のバランスを図りつつ介護保険制度の持続可能性を高めていくことが重要と考えております。

- ⑩ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】高齡介護課

市独自の処遇改善助成金制度の創設は考えておりません。介護人材不足の解消のための処遇改善制度については、国に要望してまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】高齡介護課

貝塚市に住民登録されている65歳以上の市民税が非課税世帯のかたで、身体障害者手帳指定医師から補聴器が必要と認められた身体障害者手帳（聴覚障害）をお持ちでないかたに対し、左右いずれかの耳に装着する管理医療機器として認定された補聴器の購入にかかる費用について、その2分の1の額を、25,000円を限度として令和4年1月から助成しています。

- ⑫ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齡者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】高齡介護課

マイナンバーカードを利用した介護保険被保険者証の電子化について、本市として国に導入しないよう要望する考えはありません。

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】障害福祉課

障害者が65歳に到達する前に要介護認定の申請手続きの案内を行うなど、円滑に介護保険のサービス利用につながるよう支援を行っているところです。また65歳までに障害福祉サービスを受給されていた方が、介護保険給付だけでは生活を送るのに必要なサービスを確保できない場合は、ケアプラン作成事業所と調整のうえ障害福祉サービスの支給決定を行っております。

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】 障害福祉課

本市では、介護保険の利用申請手続きを行わない場合において、申請についての理解を得られるように説明を行っていますが、未申請を理由に障害福祉サービスを打ち切ることはありません。

- ③ 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

国通知及び事務処理要領に基づく運用を行っております。

- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづき運用を行うこと。

【回答】 障害福祉課

本市では、そのような独自ルールは設けておりません。

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】 障害福祉課

ホームページや障害者福祉のしおりに記載する場合は、わかりやすい丁寧な記述となるよう努めます。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利

用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【⑥⑦回答】 障害福祉課

介護保険対象となった障害者の方が、引続き障害福祉サービスを利用する場合における国の統一的な基準を示すよう求めてまいります。

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】 高齢介護課

総合事業のサービス利用については、対象者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行い、必要なサービスを利用していただくことになります。

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】 障害福祉課・高齢介護課

障害福祉サービスについては、国施策において利用者負担の軽減が図られており、市町村民税非課税世帯は利用者負担額が無料となっております。介護サービスについては、収入等に応じて負担していただきます。障害者の 65 歳年齢到達に係る介護保険サービスについては障害者総合支援法の改正により、平成 30 年 4 月から 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用されてきた低所得者の高齢障害者に対して、介護保険サービスの利用者負担額を軽減する制度があり、今後も、減免制度等活用できる制度を適切に案内し、対応していきます。

- ⑩ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】 障害福祉課

重度障害者医療費助成制度は、大阪府の制度により実施していることから、市単独で対象者の拡大や市独自の助成制度を創設することは考えておりません。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022 年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】 生活福祉課

コロナ禍において生活保護申請等が急速に増加していない理由として、住居確保給付金や社

会福祉協議会の特例貸付等の生活困窮者に対する各種支援策が影響しているものと考えております。

申請時における扶養調査につきましては、申請者から扶養義務者の状況や関係性を十分に聞き取り、保護の実施要領及び国の通知に基づき適正に実施しております。

窓口で明確に申請の意思を示された場合は、すべて申請を受理しております。2022年度の扶養照会件数は242件で、扶養（援助）に結びついた件数は29件となっております。

- ② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](http://hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp))

【回答】生活福祉課

本市のホームページにおいて「生活保護の申請は国民の権利です。お困りの場合はためらわずにご相談ください」と明記し、生活保護制度について案内しております。

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーについては、全てを社会福祉士及び社会福祉主事任用資格者の正規職員で配置しており、社会福祉法に定める標準数の人員配置については、適正な実施体制の確保に努めてまいります。

ケースワーカーに対して職場における指導・教育はもとより、職場外研修にも積極的に参加を促し、人材育成を図っております。

窓口対応については、常に法令順守し人権を尊重した丁寧な対応を行うように努めております。

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】生活福祉課

ケースワーカーは、それぞれ担当地区が決まっていますので、女性ケースワーカーがシングルマザーや独身女性を限定して家庭訪問を行うことはしていませんが、家庭訪問に配慮が必要な方に対しては、女性ケースワーカー等の同行訪問を実施しております。

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりや

すく、必要な情報を正しく解説したものとする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】生活福祉課

生活保護の「しおり」については、制度の内容等をわかりやすく解説するため、必要に応じて内容を見直し、申請書と同様に、常時相談者の目につく場所に置いております。

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】生活福祉課

マイナンバーカードによる医療のオンライン資格の導入が予定されており、また、医療扶助の実施については厚生労働省の医療扶助運営要領に基づき実施しているため本市単独で医療証の発行を行う考えはございません。休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時などは、事後に電話連絡をいただくことにより直接医療機関に医療券を送付しております。

健診については、対象者全世帯に案内を送付するとともに、電話や家庭訪問時に受診を勧奨しております。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】生活福祉課

反社会的で違法な行為の抑制・排除のため、関係機関との連携強化や暴力団等に対する生活保護の適正な取扱いの徹底を目的とし、警察官OBを1名配置しております。

「適正化」ホットラインについては、実施する考えはありません。

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】生活福祉課

生活保護基準は、厚生労働省からの通知に基づき、適正に認定しています。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】生活福祉課

住宅扶助については、生活保護法による保護の実施要領に基づき支給しており、経過措置についても実態を確認のうえ、厚生労働省からの通知に基づき適用しています。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】生活福祉課

ジェネリック医薬品の使用については、医療扶助運営要領に基づいて実施しております。調剤薬局の限定は実施しておりません。

- ① 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】生活福祉課

大学生、専門学生の世帯分離につきましては、保護の実施要領に基づき実施しております。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

【回答】教育総務課

小中学校屋内運動場への空調設置率は100%です。

トイレの洋式化につきましては、トイレ改修工事の際にあえて和式便器を残した学校があること、全体の便器数（分母）が少ないことから、洋式化率は65.6%と校舎トイレに比べて低い数値となっています。しかしながら、すべての小中学校屋内運動場の男女それぞれのトイレに、洋式便器は設置しております。

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】危機管理課

高層住宅における災害時の対応については、町会・自治会や自主防災会など地域住民による共助が大変重要であり、これまでも防災講座やホームページなどで共助の重要性について啓発しております。今後も引き続き啓発に努めてまいります。